

議案第49号

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定
について

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成18年6月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。ただし、施設の性格、事業の内容、規模等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、特定の法人等に管理を行わせることが特に必要と認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(指定候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請をした法人等(以下「申請者」という。)があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであるこ

と。

- (2) 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (選定結果の通知)

第5条 市長は、前条の規定により指定候補者を選定したときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(再度の選定)

第6条 市長は、前条の規定による通知をした後、第4条の規定により選定した指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者(当該指定候補者を除く。)のうちから、再度同条の規定により、指定候補者を選定することができる。

(指定候補者の選定の特例)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらずに指定候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は第4条の規定による審査の結果、指定候補者となるべき法人等がなかったとき。
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された指定管理者に管理を行わせていた施設に係る指定候補者を選定するとき。

(指定候補者として選定しない法人等)

第8条 市議会議員、市長、助役、収入役並びに法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は清算人を兼ねる法人等(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等を除く。)については、指定候補者として選定しないものとする。

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったとき

は、当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、その旨を通知するものとする。

(指定等の公告)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第18条の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(協定の締結)

第11条 指定管理者は、市長と施設の管理に関し規則で定める事項について、協定を締結しなければならない。

(事業報告書)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後及びその指定の期間の満了後、60日以内にその管理する施設の管理の業務に関し規則で定める事項を記載した事業報告書(以下この条において「事業報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該指定を取り消された日の属する年度の初日(年度の中途において指定されたときは、その開始の日)から当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わないこととなった施設(設備を含む。)を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する施設(設備を含む。)を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその

損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者が行う施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 指定管理者は、天理市個人情報保護条例(平成15年12月天理市条例第40号)を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の利用者等の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(情報の公開)

第17条 指定管理者は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(名称等変更の届出)

第18条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(教育委員会の施設への適用)

第19条 この条例を教育委員会が所管する施設に適用する場合には、この条例の規定(第8条の規定を除く。)中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(天理市福祉センター条例の一部改正)

2 天理市福祉センター条例(昭和49年7月天理市条例第28号)の一部を次の

ように改正する。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第11条関係」を「第9条関係」に改める。

(天理市学童保育条例の一部改正)

- 3 天理市学童保育条例(平成15年3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

(天理市老人福祉施設条例の一部改正)

- 4 天理市老人福祉施設条例(平成6年12月天理市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

(天理市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

- 5 天理市立身体障害者デイサービスセンター条例(平成13年9月天理市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り上げる。

(天理市障害者ふれあいセンター条例の一部改正)

- 6 天理市障害者ふれあいセンター条例(平成15年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り上げる。

第12条中「第10条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第13条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第10条、第12条関係」を「第8条、第10条関係」に改める。

(天理市火葬場条例の一部改正)

- 7 天理市火葬場条例(昭和62年3月天理市条例第3号)の一部を次のように

改正する。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第11条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第9条関係」を「第7条関係」に改める。

(天理市自転車等駐車場条例の一部改正)

- 8 天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条から第17条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第11条関係」を「第9条関係」に改める。

(天理駅前広場条例の一部改正)

- 9 天理駅前広場条例(平成14年12月天理市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。